

令和6年度 第1回摂津市地域福祉計画推進協議会（令和6年9月30日開催） 議題1に係るご質問と回答

ご質問	回答
<p>① 令和5年度の計画内に、“ヤングケアラー”についての記載がある。令和6年度の介護報酬改定に伴い、算定要件が変更となった。変更後の算定要件では、ケアマネージャーについても、ヤングケアラーに対して取り組み（ヤングケアラー等への支援に関する事例検討会・研修などに参加していること）を進めることとなっている。そこで、こども家庭相談課において、取組む「ヤングケアラー」についてのことを教えていただきたい。</p> <p>② 自治会に提供している要援護者の登録数は、令和2年度から増えていているのか。自治会がない地域の要援護者はどのような位置づけになっているのか。</p>	<p>担当課：こども家庭相談課</p> <p>① ヤングケアラーの相談窓口を、市ホームページ及び、大阪府のホームページの市町村ヤングケアラー相談窓口に掲載し、周知を行っております。</p> <p>また、令和5年度から摂津市要保護児童対策地域協議会の専門相談部会として、ヤングケアラーの支援に関して検討する部会を立ち上げ、関係機関との連携・支援強化に向けて取り組んでおります。</p> <p>18歳未満に限るが、所属校等でヤングケアラーだと思われる子どもを発見したときは、こども家庭相談課に相談してもらい、ネグレクトで通告受理し、要保護児童対策地域協議会の会議において台帳掲載の有無や今後の支援について検討しているところです。</p> <p>担当課：防災危機管理課</p> <p>② 避難行動要支援者名簿の情報を自治会へ提供することに同意いただいている方の人数は、令和2年度の1,289人に対し、令和5年度は1,009人と減少しています。</p> <p>避難行動要支援者名簿には、自治会がない地域の避難行動要支援者も登録しています。避難行動要支援者のうち同意いただいている方の情報は、平時から当該自治会に提供しています。一方で自治会がない地域の方の情報は、平時では外部への提供はしていません。ただし、災害対策基本法に基づき、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要と認めるときは、ご本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度</p>

で関係者に提供することができます。

本市の地域防災計画では、保健福祉班（災害時に保健福祉課、生活支援課、高齢介護課及び障害福祉課で編成する組織）が、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織や自治会等、避難支援等に携わる関係者に名簿情報を提供し、情報伝達、避難支援、安否確認、救助に活用することを想定しています。